





## 保険の概要

加入者が日本国内または国外で、業務上・業務外（日常生活中）を問わず、身体障害（傷害または疾病）を被り、就業障害になり、免責期間を超えてこの状態が継続した場合に、保険金をお支払いする保険です（詳細はP4「保険のあらまし」をご参照ください）。

### ◆保険期間とお支払い期間

保険期間	平成25年6月1日午後4時～平成26年6月1日午後4時 (保険期間終了日の約2ヶ月前に更新のご案内をいたします。)
------	--

お支払い開始日	免責30日型	免責90日型	免責545日型
	就業障害発生日から30日を経過した翌日 <small>※ただし、妊娠、出産、早産、流産によって被った身体障害を原因とする就業障害の場合は、就業障害発生日から90日を経過した翌日となります。</small>	就業障害発生日から90日を経過した翌日	就業障害発生日から545日を経過した翌日
お支払い期間 (てん補期間)	お支払い開始日から最長3年間	お支払い開始日から最長3年間	お支払い開始日から最長3年間

てん補期間: 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

免責期間: 保険金をお支払いしない期間

特約: 精神障害担保特約(てん補期間: 最長2年間)、妊娠に伴う身体障害担保特約(女性の方のみ)

### ◆お受取りいただく月額保険金

## お受取りいただく月額保険金＝支払基礎所得額(※1)×所得喪失率(※2)

(※1) お申込み時に、1口10万円単位でご加入者に口数をお決めいただけます。(保険金額は、平均月間所得額の範囲内で10口を限度に設定してください。)

(※2) 詳細はP4「保険のあらまし」の「お支払いする保険金欄」をご参照ください。

### ◆1口(支払基礎所得額10万円)当たりの月額保険料(単位: 円)

※互助制度運営費としてご加入保険種目数に拠らず、保険料の他に一律100円/月を申し受けます。

年齢	免責30日型		免責90日型		免責545日型	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～24歳	492	381	252	233	158	106
25～29歳	543	570	254	358	173	141
30～34歳	618	722	271	440	185	187
35～39歳	760	1,003	362	607	238	276
40～44歳	1,047	1,212	529	676	381	462
45～49歳	1,516	1,716	849	1,024	629	768
50～54歳	2,064	2,236	1,368	1,572	1,099	1,295
55～59歳	2,988	2,979	2,335	2,448	1,926	2,030
60～64歳	4,600	4,157	4,207	3,940	3,358	3,151
65～69歳	6,497	5,466	6,595	5,593	5,133	4,397

※被保険者(保険の対象となる方)数が10,000名を下まわり、5,000名～9,999名となった場合は、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきます。

\*保険料は性別によって異なり、また年齢によって段階的に上昇します。年齢とは保険期間開始日(平成25年6月1日)における満年齢をいいます。

翌年度以降更新した場合は、更新後の新たな保険期間の開始日における満年齢をいいます。

\*n口お申込みの場合、保険料は上表の保険料のn倍となります。必ず整数倍でお申込みください。

<月額保険料算出例>

42才の女性が「免責90日型」を2口お申込みの場合、月額保険料＝676円/口×2口＝1,352円

日臨技リソース互助制度	補償内容	補償限度額・互助金をお支払いする場合	互助金をお支払いできない主な場合
	感染見舞金	検査費用等で10万円限度(業務中や会務中など) (●検査・予防措置費用(肝炎・MRSAなど) ●入院を伴う感染症治療(結核・麻疹など) ●感染症の通院治療(疥癬など))	世界的な感染予防対策であるユニバーサルプレコージョンに則った予防・防護方法(手洗い励行、針のリキャップをしない、ディスクを使用する、グローブ・マスク・ゴーグルの使用、など)による安全対策から極端にかけ離れた状況で起こった事故につきましては、補償対象外とさせていただきます。
弔慰金	一律3万円(ご加入者の配偶者、子供または両親が死亡されたとき)	ご加入者ご自身・親等が二親等以上の方が死亡されたとき	
自然災害見舞金	一律10万円(床上浸水または家屋損壊1/2以上に限る)	自然災害以外による、床上浸水または家屋損壊	
自然災害に伴うケガによる入院見舞金	1ヶ月未満の入院の場合: 一律3万円/1ヶ月以上の入院の場合: 一律10万円 (自然災害に伴うケガによって入院したとき)		自然災害以外による、ケガでの入院

### ◆免責型

免責30日型	免責90日型	免責545日型
--------	--------	---------

※加入依頼書で免責型を選択し、口数をご記入ください。

## ご加入方法

ご加入(更新)資格	一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員で保険期間開始時の満年齢が69歳以下の方
ご加入手続き	「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要な事項をご記入・ご捺印のうえ、添付の封筒を使って取扱代理店(株)メディックプランニングオフィスまでご郵送ください。なお、「加入依頼書」「口座振替依頼書」の控えが必要な場合は、お手数ですが両面コピーをとって保管してください。
日臨技年会費の振替口座を保険料振替口座としてお使いいただくことが可能です。その場合、「口座振替依頼書」の提出は不要です。(「加入依頼書」の振替口座指定欄で、「年会費口座を使用」にチェックを入れてください。)	
「加入依頼書」「口座振替依頼書」送付締切日	平成25年5月10日(金) ※中途加入も随時受け付けます。中途加入の場合は、毎月10日が締切日です。
保険期間	平成25年6月1日 午後4時～平成26年6月1日 午後4時(1年間) ※中途加入の場合の保険期間は、上記中途加入の締切日の翌月1日午前0時～平成26年6月1日午後4時です。
保険料の支払い	ご指定の口座からの振替方式 初回引落日: 平成25年6月27日(木)以降、毎月27日(27日が休業日の場合は翌営業日) ※中途加入の場合は、補償開始日(補償開始日は1日)の27日(27日が休業日の場合は翌営業日)が初回引落日で、以降毎月27日(27日が休業日の場合は翌営業日)

注)「加入依頼書」と「口座振替依頼書」を受領いたしましたら、ご指定の連絡先に受領の旨ご連絡いたします。郵送後一定期間を置いて受領の連絡が無い場合は、お手数ですがパンフレット末尾のフリーダイヤルまでご連絡ください。

## 保険のあらまし

団体長期障害所得補償保険<定額型・就業障害D>・精神障害担保特約・妊娠に伴う身体障害担保特約

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>●被保険者(保険の対象となる方)が日本国内または国外で、業務上・業務外(日常生活中)を問わず、身体障害(傷害または疾病)を被り、その直接の結果として就業障害(注1)になり、免責期間(注2)を超えてこの状態が継続した場合に、保険金をお支払いいたします。</p> <p>※身体障害を被った時とは、傷害については傷害の原因となった事故発生の時、疾病については医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断による発病の時(ただし、先天性異常については医師の診断により、はじめて発見された時)をいいます。</p> <p>(注1)「就業障害」 &lt;免責期間中&gt;&lt;てん補期間開始後2年を超えた場合&gt; 身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。 ①その身体障害のために、入院していること ②その身体障害につき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その身体障害により、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること &lt;てん補期間開始後2年以内&gt; 身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、就業障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ①その身体障害のために、入院していること ②その身体障害につき、医師の治療を受けていること ③その身体障害による後遺障害が残っていること</p> <p>なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。</p> <p>(注2)「免責期間」: 継続して就業障害である日数で、あらかじめ取り決めた一定の期間(*)を指し、就業障害になってからこの期間は保険金支払の対象とはなりません。</p> <p>(*) 免責30日型の場合は30日、免責90日型の場合は90日、免責545日型の場合は545日となります。ただし、免責30日型において、妊娠、出産、早産、流産によって被った身体障害による就業障害の場合は90日となります。</p> <p>●てん補期間(注3)中の就業障害である期間1ヶ月に対して次の算式によって算出される額を保険金としてお支払いいたします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について100万円を限度とします。お支払いする保険金＝保険金額(月額)×所得喪失率(注4)</p> <p>(注3)てん補期間は、免責期間終了日の翌日から起算して3年間です。(ただし、保険金お支払いの対象となる精神病性障害・人格障害等の精神障害の場合は2年間となります。)保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。</p> <p>(注4)所得喪失率は、次のとおり計算いたします。 身体障害により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> $1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額(注5)}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ <p>ただし、所得の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>(注5)回復所得額とは、病气やケガの回復により、業務に復帰した後には得られる所得の額をいい、免責期間の終了した月から1ヵ月単位で計算します。また、回復所得額は、業務に従事できない状態が開始した日から1年を経過する毎に、その日の属する月の総務省発表の消費者物価指数を用いて、業務に従事できない状態の開始時点の実質的な回復所得額に換算します。</p> <p>*保険金額が平均月間所得額(注6)を超える場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を保険金としてお支払いします。</p> <p>(注6)「平均月間所得額」とは就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月額をいいます。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれる場合がございます。</p> <p>*引受保険会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがございます。引受保険会社はその協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p>	<p>次のような原因により生じた就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害</p> <p>②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによって被った身体障害</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害</p> <p>④戦争、内乱、暴動によって被った身体障害(*)</p> <p>⑤核燃料物質の有害な特性等によって被った身体障害</p> <p>⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故によって被った身体障害</p> <p>⑦無免許運転、酒酔運転中に生じた事故によって被った傷害</p> <p>⑧むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑨地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故によって被った身体障害</p> <p>⑩被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(ただし、セットされる精神障害担保特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。)</p> <p>⑪発熱等の他覚的症候のない感染 など</p> <p>*「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

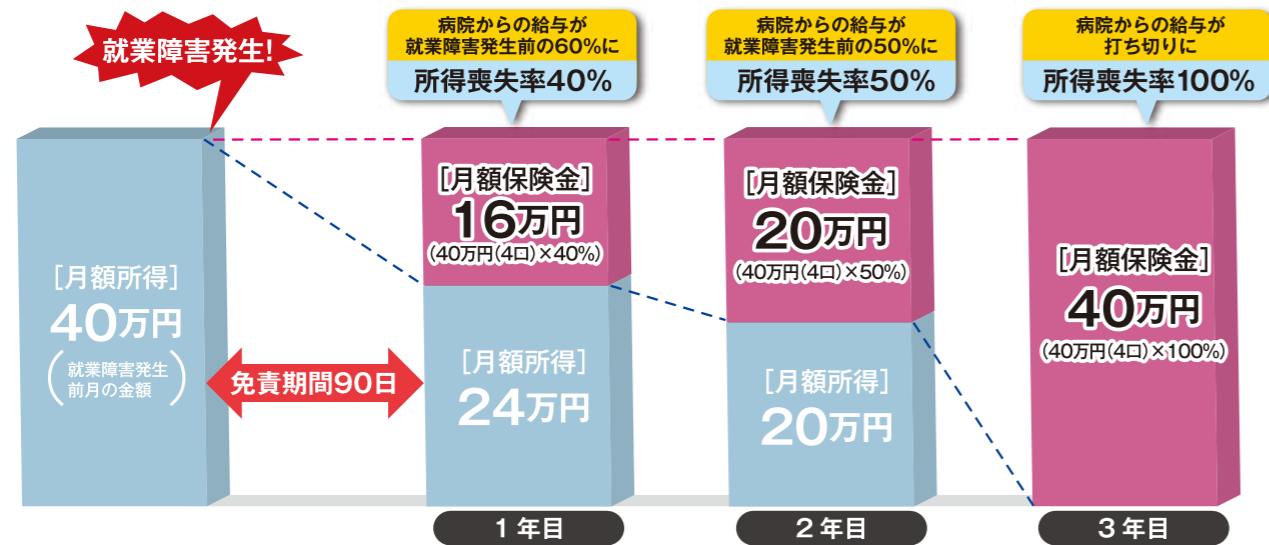
病院勤務の臨床検査技師A子さんは、脳梗塞の後遺症により、長期間就業できなくなった。A子さんは、家計の担い手だったため、万に備えて団体長期障害所得補償保険に加入していたので、収入の減少を補う保険金を受け取り、3年間安心して静養することができた。

**A子さんの設定** ●年齢:42歳 ●就業障害になる前の月額所得:40万円  
●選んだ加入タイプ:免責90日型

基本計算式

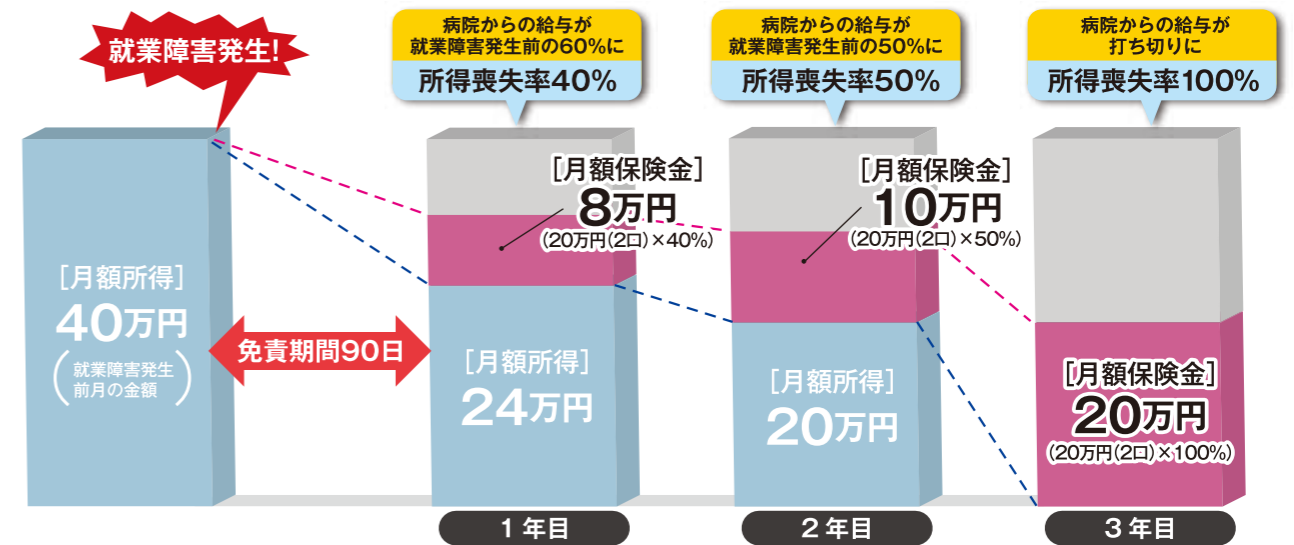
$$\frac{\text{支払基礎所得額}}{\text{設定した口数(くちすう)の合計金額}} \times \text{所得喪失率} = \text{お受取いただく月額保険金}$$

**[4口]で加入した場合** ●支払基礎所得額:40万円(1口10万円×4口)



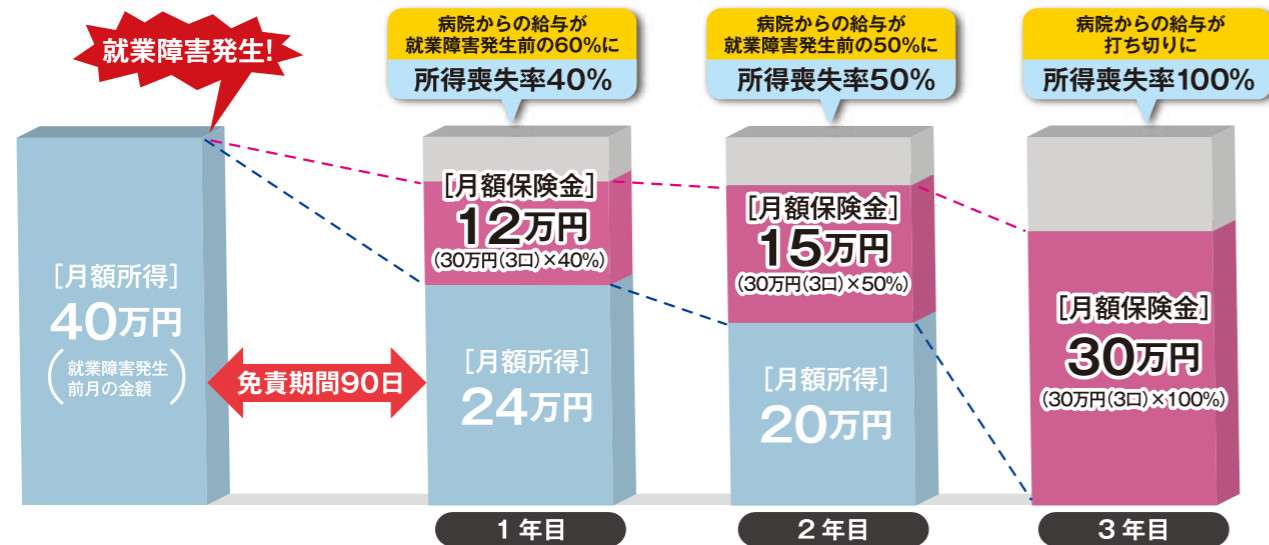
月間保険料 (※) 2,704円 (1口:676円×4口) | A子さんが受け取った保険金(3年間の合計): **912万円**

**[2口]で加入した場合** ●支払基礎所得額:20万円(1口10万円×2口)



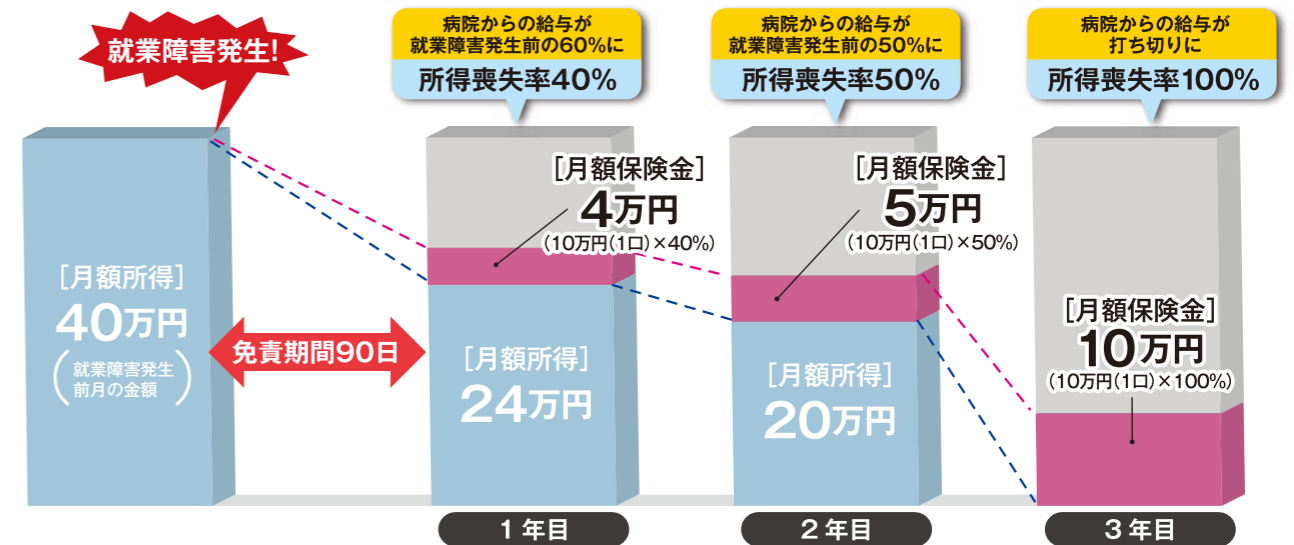
月間保険料 (※) 1,352円 (1口:676円×2口) | A子さんが受け取った保険金(3年間の合計): **456万円**

**[3口]で加入した場合** ●支払基礎所得額:30万円(1口10万円×3口)



月間保険料 (※) 2,028円 (1口:676円×3口) | A子さんが受け取った保険金(3年間の合計): **684万円**

**[1口]で加入した場合** ●支払基礎所得額:10万円(1口10万円×1口)



月間保険料 (※) 676円 (1口:676円×1口) | A子さんが受け取った保険金(3年間の合計): **228万円**

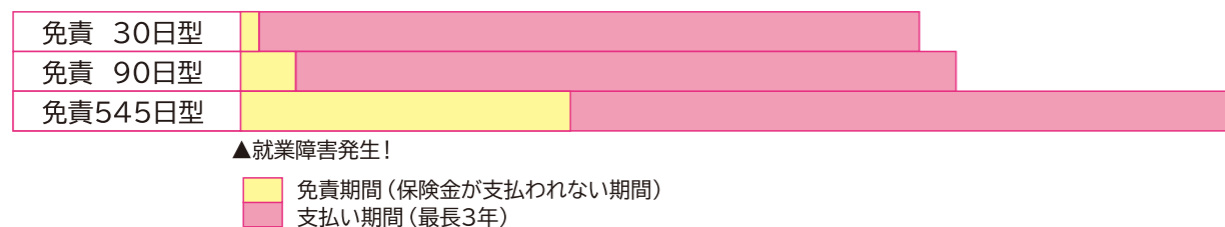
(※) 団体割引30%を適用した場合の保険料です。割引率は被保険者数に応じて変動することがあります。また、月額保険料のほかに、互助制度運営費として一律100円/月をお支払いいただきます。\*上記お受け取り例は、引受保険会社で作成した架空の事故例であり過去に実際に発生したものではありません。

Q1: 就業障害が発生した場合、現在加入している社会保険から傷病手当が給付されると思いますが、その分は収入とみなされて保険金額が決まるのですか？

A: いいえ。この保険は公的給付の影響を受けませんので、公的給付は収入とみなされません。

Q2: 3つの免責型(30日型、90日型、545日型)の免責期間と支払い期間のイメージができません。

A: 免責期間とは、就業障害発生から最初に保険金が支払われるまでの期間で、原則として免責期間が長いタイプほど保険料は安く設定されます。支払い期間とは、免責期間を経て最初に保険金が支払われる日から最後に保険金が支払われる日までの期間のことで、この保険は最長で3年間(精神障害の場合は最長で2年)です。回復所得が80%以上になれば、保険金支払いは終了しますので、必ず3年間支払われる訳ではありません。また、支払い期間開始から2年経過後(即ち3年目)は、次の①～③のいずれかの事由により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態であることが保険金お支払いの条件となります。①その身体障害のために、入院していること ②その身体障害につき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その身体障害により、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること



Q3: 「妊娠に伴う身体障害担保特約」とは具体的にどのようなものですか？

A: この特約が付いていることにより、被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害が発生した場合も、保険金支払いの対象となります。

Q4: 就業障害が発生した場合、この保険に加入していれば障害発生前の給与と同額の保険金が支払われますか？

A: この保険のお申し込みは10万円単位ですので、例えば月収が35万円の方は3口(30万円)以内でお申し込みいただくことになります。3口ご加入いただいた場合、仮に所得喪失率が100%の場合でも保険金額は30万円ですので、この方の場合には従前の所得と同額の保険金は支払われないことになります。

Q5: 就業障害発生前の平均月間所得以上の口数をかけた場合は、どうなりますか？

A: そのような場合は、就業障害発生前の平均月間所得が支払基礎所得額となりますので、所得喪失率が100%なら就業障害発生前の所得と同額の保険金を受け取ることが出来ますが、平均月間所得を超えた部分については保険金の支払い対象外となるため、無駄な保険料を払い続けることになってしまいますのでご注意ください。

Q6: この保険が対象とする疾病には精神障害も含まれるとのことですが、精神障害の場合でも、保険金支払い期間は変わりませんか？

A: 精神障害の場合は、保険金支払い期間は最長で2年ですので、予めご承知置きください。

Q7: 給与の上昇に合わせて、掛金の口数を増やしたいのですが、可能ですか？

A: はい、可能です。ただし変更は毎年更新時(毎年6月1日)のみとし、改めて告知が必要です。口数を減らす場合は、再告知の必要はありません。

Q8: 免責545日型から免責90日型に変えることはできますか？

A: これも、更新時(毎年6月1日)のみ変更することができますが、口数の増加と同じように再告知が必要です。ただし、30日型から90日型への変更のように免責日数が増えるタイプへの変更(保険料が少なくなるタイプへの変更)は再告知不要です。

Q9: 加入は1口10万円単位とのことですが、何口まで加入できますか？

A: 10口(100万円)までご加入いただけます。

Q10: 定年退職前の最後の年に就業障害が発生した場合は、保険金支払い期間も1年で終わるのでしょうか？

A: いいえ、定年前の最後の年に就業障害が発生した場合でも、状況が適合すれば最長3年間(精神障害の場合は最長2年間)保険金を受け取ることができます。

Q11: 就業障害が発生した場合、保険金受領期間中も保険料を払い続けなければなりませんか？

A: その就業障害における保険金受領という点に限れば、障害発生後に保険を解約しても、状況が適合すれば最長3年間(精神障害の場合は最長2年間)保険金を受け取ることができます。ただし、当然のことながら、再び就業障害が発生した場合は、保険にご加入をいただいている状態ですので保険金支払い対象にはなりません。また、再加入する場合は、改めて告知が必要となり、最初の就業障害の内容によっては再加入できないケースもございますので、一度就業障害が発生しても、引き続き保険加入を継続されることをお勧めいたします。

Q12: 保険金受領開始後、例えば半年後に回復所得が80%を超えたら、保険金を受け取れなくなると思いますが、数か月して再び同じ症状が悪化し、回復所得が80%を下回った場合、保険金受領が再開されますか？ また、再開される場合、「お支払い期間の3年間」とは、暦上の3年間のことですか、それとも保険金を受け取れる期間が合算で36カ月間ということですか？

A: 回復所得80%超の期間が6カ月以内なら、同じ就業障害として保険金受領が再開されますが、回復所得80%超の期間が7カ月以上になった場合は、同一の障害が原因であっても別の就業障害が発生したとみなしますので、改めて免責期間を経て、保険金が支払われることとなります。ただし、初回の就業障害発生後も保険を解約していないことが条件です。また、「お支払い期間の3年間」とは、暦上の3年間のことですので、ご質問の数カ月の回復期間も「お支払い期間の3年間」に含まれます。

Q13: 所得喪失率を算出する際の基礎となる月額所得とは、どの時点の月額所得ですか？

また、賞与も月額所得に含まれますか？

A: 基礎となる月額所得とは、免責期間が始まる直前の12カ月の各月の所得のことです。保険金受領期間の、ある月の所得喪失率は、この12カ月の同月との比較によって算出します。なお、賞与は月額所得に含まれません。

Q14: 私の月給は34万円ですが、月給を超えないように10万円単位でかけるとなると、30万円分(3口)かけなければなりませんか？

A: いいえ、必ずしも3口かける必要はありません。1口、2口のご加入も可能です。

Q15: 「身体障害を被った時」はどのように規定されていますか？

A: 傷害については傷害の原因となった事故発生時、疾病については医師の診断による発病の時のことです。

Q16: 例えば、4月15日に就業障害が発生した場合、免責期間のスタートは何月何日ですか？ またこの場合、所得喪失率を算出するために比較する就業障害発生前の給与としてこの4月の給与が採用されますか？

A: 免責期間のスタート日は同日4月15日です。例えば免責90日型にご加入の場合は、4月15日を初日として90日経過した日の翌日から最長3年(精神障害の場合は最長2年)が保険金支払い期間となります。また、この4月は就業障害発生前の給与としては扱わず、3月から遡った12カ月が就業障害発生前の給与となります。

Q17: 就業障害が発生して直ぐに解雇された場合、保険金の支払いは受けられますか？

A: 保険金支払期間中、雇用されているかどうかは、保険金支払いには影響しませんので、解雇されていても保険金は支払われます。

Q18: 実際に保険金を受け取ることになった場合の所得喪失率の算出に当たって、就業障害発生前の給与や回復所得の額を証明する書類が必要ですか？

A: 給与明細をご提示いただくのが原則ですが、諸事情によって提示できない場合は、別途申告用紙がございますのでこれにご記入いただくことで代用することができます。

- **器質性健忘症候群, アルコールその他の精神作用物質によらないもの**
  - 1.器質性健忘症候群・精神作用物質によらないもの 2.非アルコール性コルサコフ症候群 3.非アルコール性コルサコフ精神病
- **せん妄, アルコールその他の精神作用物質によらないもの**
  - 1.認知症に重ならないせん妄 2.認知症に重なったせん妄 3.亜急性感染症性精神病 4.亜急性器質性反応 5.亜急性器質精神症候群 6.亜急性脳症候群 7.急性感染症性精神病 8.急性器質性反応 9.急性器質精神症候群 10.急性錯乱状態 11.急性脳症候群 12.非アルコール性急性錯乱状態 13.せん妄 14.夜間せん妄 15.老人性夜間せん妄
- **脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害**
  - 1.1型糖尿病性精神障害 2.2型糖尿病性精神障害 3.糖尿病性精神障害 4.器質性幻覚症 5.皮膚寄生虫妄想 6.非アルコール性器質性幻覚状態 7.器質性緊張病性障害 8.器質性の妄想状態および幻覚妄想状態 9.器質性妄想性障害 10.感染症後うつ病 11.器質性うつ病性障害 12.器質性気分障害 13.器質性混合性感情障害 14.器質性双極性障害 15.器質性躁病性障害 16.動脈硬化性うつ病 17.器質性不安障害 18.器質性解離性障害 19.器質性情緒不安定性障害 20.軽度認知障害 21.てんかん性精神病 22.多幸症 23.器質性精神障害 24.器質性脳症候群 25.高次脳機能障害 26.子宮全摘術後愁訴 27.症候性精神障害 28.全身性エリテマトーデス精神病 29.頭部外傷後精神障害 30.動脈硬化性精神障害 31.内分泌性精神障害 32.脳血管性精神障害 33.脳出血後遺性精神障害
- **脳の疾患, 損傷及び機能不全による人格及び行動の障害**
  - 1.ロボトミー症候群 2.器質性偽精神病質性人格 3.器質性偽滯滞性人格 4.器質性パーソナリティ障害 5.初老期性パーソナリティ障害 6.前頭葉症候群 7.辺縁系てんかん人格症候群 8.脳炎後症候群 9.脳振盪後症候群 10.非精神病性外傷後脳症候群 11.クリューバー・ヒューシー症候群 12.右半球器質性感情障害 13.間脳症 14.器質性人格行動障害 15.失語・失行・失認症候群 16.側頭葉症候群 17.脳局所性精神症候群 18.器質性精神症候群 19.髄膜炎罹患後精神障害 20.発動性障害
- **詳細不明の器質性又は症状性精神障害**
  - 1.器質性精神病 2.症状精神病
- **統合失調症**
  - 1.妄想型統合失調症 2.破瓜型統合失調症 3.緊張型統合失調症 4.型分類困難な統合失調症 5.統合失調症後抑うつ 6.残遺型統合失調症 7.単純型統合失調症 8.急性統合失調症性エピソード 9.体感症性統合失調症 10.遷延性統合失調症 11.統合失調症様状態 12.モレル・クレペリン病 13.統合失調症
- **統合失調症型障害**
  - 1.偽神経症性統合失調症 2.境界型統合失調症 3.潜在性統合失調症 4.前駆期統合失調症 5.統合失調症型障害 6.統合失調症型パーソナリティ障害
- **持続性妄想性障害**
  - 1.サンデル病 2.パラノイア 3.関係念慮 4.関係妄想 5.誇大妄想 6.口臭ノイローゼ 7.自己視線恐怖 8.自己臭恐怖 9.嫉妬妄想 10.心気妄想 11.被害妄想 12.妄想性障害 13.好訴パラノイア 14.退行期妄想状態 15.妄想性醜形恐怖症 16.幻覚妄想状態 17.持続性妄想性障害
- **急性一過性精神病性障害**
  - 1.統合失調症症状を伴わない急性錯乱 2.統合失調症症状を伴わない急性多形性精神病性障害 3.統合失調症症状を伴わない類循環精神病 4.統合失調症症状を伴う急性錯乱 5.統合失調症症状を伴う急性多形性精神病性障害 6.統合失調症症状を伴う類循環精神病 7.急性統合失調症 8.急性統合失調症様精神病性障害 9.短期統合失調症様障害 10.統合失調症性反応 11.夢幻精神病 12.心因性妄想精神病 13.妄想を主とする急性精神病性障害 14.妄想反応 15.外傷性精神病 16.交通事故後心因反応 17.拘禁反応 18.急性一過性精神病性障害 19.急性精神病 20.心因反応精神遅滞 21.反応性精神病
- **感応性妄想性障害**
  - 1.感応性妄想性障害 2.感応精神病 3.二人組精神病
- **統合失調感情障害**
  - 1.躁病型統合失調感情障害 2.うつ病型統合失調感情障害 3.混合型統合失調感情障害 4.統合失調感情障害
- **その他の非器質性精神病性障害**
  - 1.知的障害性精神病 2.非定型精神病 3.慢性幻覚精神病
- **詳細不明の非器質性精神病**
  - 1.精神病 2.非器質性精神病
- **躁病エピソード**
  - 1.軽躁病 2.精神病症状を伴わない躁病 3.精神病症状を伴う躁病 4.躁病性昏迷 5.反応性興奮 6.躁病発作 7.単極性躁病 8.躁状態
- **双極性感情障害<躁うつ病>**
  - 1.双極性感情障害・軽躁病エピソード 2.双極性感情障害・精神病症状を伴わない躁病エピソード 3.双極性感情障害・精神病症状を伴う躁病エピソード 4.双極性感情障害・軽症のうつ病エピソード 5.双極性感情障害・中等症のうつ病エピソード 6.双極性感情障害・精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード 7.双極性感情障害・精神病症状を伴う重症うつ病エピソード 8.双極性感情障害・混合性エピソード 9.寛解中の双極性感情障害 10.2型双極性障害 11.循環型躁うつ病 12.反復性躁病エピソード 13.周期性精神病 14.双極性感情障害 15.躁うつ病
- **うつ病エピソード**
  - 1.軽症うつ病エピソード 2.中等症うつ病エピソード 3.精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード 4.精神病症状を伴う重症うつ病エピソード 5.仮面うつ病 6.思春期うつ病 7.心気性うつ病 8.退行期うつ病 9.非定型うつ病 10.うつ病 11.単発反応性うつ病 12.反応性うつ病 13.うつ状態
- **反復性うつ病性障害**
  - 1.軽症反復性うつ病性障害 2.中等症反復性うつ病性障害 3.内因性うつ病 4.反復性心因性抑うつ精神病 5.反復性精神病性うつ病 6.寛解中の反復性うつ病性障害 7.単極性うつ病 8.反復心因性うつ病 9.反復性うつ病
- **持続性気分[感情]障害**
  - 1.気分循環症 2.気分変動症 3.神経症性抑うつ状態 4.抑うつ神経症 5.抑うつ性パーソナリティ障害 6.外傷後遺症性うつ病 7.拘禁性抑うつ状態 8.持続性気分障害
- **その他の気分[感情]障害**
  - 1.混合性感情エピソード 2.反復性気分障害 3.反復性短期うつ病エピソード 4.攻撃性気分異常
- **詳細不明の気分[感情]障害**
  - 1.気分異常 2.情動精神病
- **恐怖症性不安障害**
  - 1.広場恐怖症 2.社会恐怖症 3.社会不安障害 4.赤面恐怖症 5.对人恐怖症 6.高所恐怖症 7.歯科治療恐怖症 8.先端神経症 9.単一恐怖症 10.単純恐怖症 11.動物恐怖 12.閉所恐怖症 13.恐怖症性不安障害 14.社交不安障害
- **その他の不安障害**
  - 1.パニック障害 2.パニック発作 3.挿間性発作性不安 4.破局発作状態 5.全般性不安障害 6.不安緊張状態 7.不安神経症 8.混合性不安抑うつ障害 9.不安うつ病 10.不安ヒステリー 11.不安障害

- **強迫性障害<強迫神経症>**
  - 1.強迫思考 2.主として強迫思考または反復思考 3.反復思考 4.強迫行為 5.強迫神経症 6.不潔恐怖症 7.強迫性障害
- **重度ストレスへの反応及び適応障害**
  - 1.急性ストレス反応 2.戦闘疲労 3.疲憊せん妄 4.心的外傷後ストレス障害 5.頭部外傷後症候群 6.ホスピタリズム 7.異文化ショック 8.児童のホスピタリズム 9.小児のホスピタリズム 10.遷延性抑うつ反応 11.適応障害 12.悲嘆反応 13.老年期適応障害 14.重度ストレス反応
- **解離性[転換性]障害**
  - 1.解離性健忘 2.解離性逃走 3.カタレプシー 4.解離性昏迷 5.心因性昏迷 6.ヒステリー性運動失調症 7.ヒステリー性失声症 8.解離性運動障害 9.失立 10.心因性失声 11.心因性振戦 12.ヒステリー性てんかん 13.解離性痙攣 14.自律神経発作 15.心因発作 16.憤怒痙攣 17.解離性感覚障害 18.心因性難聴 19.神経性眼精疲労 20.ガンサー症候群 21.亜急性錯乱状態 22.急性精神錯乱 23.心因性もうろう状態 24.心因性錯乱 25.多重パーソナリティ障害 26.反応性錯乱 27.非アルコール性亜急性錯乱状態 28.ヒステリー反応 29.解離性障害 30.疾病逃避 31.転換性障害
- **身体表現性障害**
  - 1.ブリケー障害 2.身体化障害 3.多訴性症候群 4.多発性心身性障害 5.分類困難な身体表現性障害 6.異形恐怖 7.疾病恐怖症 8.醜形恐怖症 9.心気症 10.心気障害 11.異常絞扼反射 12.胃神経症 13.胃腸神経症 14.咽喉頭食道神経症 15.咽喉頭神経症 16.陰部神経症 17.過換気症候群 18.空気飢餓感 19.空気嚙下症 20.血管運動神経症 21.消化管神経症 22.常習性吃逆 23.食道神経症 24.心因性あくび 25.心因性しゃっくり 26.心因性胃アトニー 27.心因性胃液分泌過多症 28.心因性胃液分泌欠乏症 29.心因性胃痙攣 30.心因性下痢 31.心因性過換気 32.心因性咳 33.心因性呼吸困難発作 34.心因性鼓腸 35.心因性高血圧症 36.心因性消化不良症 37.心因性心血管障害 38.心因性心悸亢進 39.心因性多飲症 40.心因性大腸アトニー 41.心因性低酸症 42.心因性脳血管反応 43.心因性排尿障害 44.心因性発熱 45.心因性頻尿 46.心因性頻脈 47.心因性不整脈 48.心因性幽門痙攣 49.心身症型自律神経失調症 50.心臓血管神経症 51.心臓神経症 52.心臓神経痛 53.心臓性神経衰弱症 54.神経因性排尿障害 55.神経循環疲労症 56.神経性胃腸炎 57.神経性食道通過障害 58.神経性心悸亢進 59.身体表現性自律神経機能低下 60.性器神経症 61.内臓神経症 62.尿管膀胱神経症 63.脳血管運動神経症 64.鼻咽腔異常感症 65.鼻内異常感 66.腹部神経症 67.肛門神経症 68.膀胱過敏症 69.持続性身体表現性疼痛障害 70.心因性舌痛症 71.心因性頭痛 72.心因性背部痛 73.心因性腹痛 74.心因性便秘 75.心因性疼痛 76.神経性耳痛 77.神経性臍仙痛 78.身体型疼痛障害 79.精神痛 80.偽性斜頸 81.歯ざしり 82.心因性そう痒症 83.心因性めまい 84.心因性月経困難症 85.心因性嗅覚障害 86.心因性嚙下困難 87.神経性眼病 88.神経性口腔異常 89.神経性耳鳴 90.神経性多汗症 91.口腔心身症 92.小児心身症 93.心身症 94.身体表現性障害 95.不定愁訴症 96.心因性視野障害 97.心因性視力障害
- **その他の神経症性障害**
  - 1.ペーアド病 2.神経衰弱 3.慢性疲労症候群 4.一過性離人症候群 5.慢性離人症候群 6.離人・現実感喪失症候群 7.離人症 8.ジャーネー病 9.ダート症候群 10.災害神経症 11.術後神経症 12.書痙 13.小児神経症 14.職業神経症 15.職業性痙攣 16.心因性失神 17.精神衰弱 18.青春期中閉神経症 19.多発性神経症 20.発作性神経症 21.膜症神経症 22.慢性心因反応 23.妄想性神経症 24.幼児神経症 25.老人性神経症 26.神経症 27.精神神経症
- **摂食障害**
  - 1.神経性食欲不振症 2.非定型神経性無食欲症 3.神経性大食症 4.非定型神経性大食症 5.心因性過食 6.神経性嘔吐症 7.異食症 8.拒食症 9.神経性食欲異常 10.摂食障害
- **非器質性睡眠障害**
  - 1.非器質性不眠症 2.非器質性過眠症 3.非器質性睡眠・覚醒スケジュール障害 4.夢遊症 5.夜なき 6.夜驚症 7.悪夢 8.非器質性睡眠障害
- **産じょく<癒>に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの**
  - 1.産褥期うつ状態 2.産褥性精神病
- **生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群**
  - 1.心因性行動異常 2.心因性生理的機能低下
- **特定の人格障害**
  - 1.狂信的パーソナリティ障害 2.好訴的パーソナリティ障害 3.妄想性パーソナリティ障害 4.統合失調症性パーソナリティ障害 5.空想嘘言症 6.精神病質的パーソナリティ障害 7.非社会性パーソナリティ障害 8.情緒不安定性パーソナリティ障害 9.境界型パーソナリティ障害 10.ヒステリー性パーソナリティ障害 11.演技性パーソナリティ障害 12.精神的幼児性パーソナリティ障害 13.強迫観念パーソナリティ障害 14.依存性パーソナリティ障害 15.無力性人格異常 16.エキセントリックパーソナリティ障害 17.ナルシシズム型性格障害 18.軽佻者型パーソナリティ障害 19.受動攻撃型性格障害 20.精神神経症のパーソナリティ障害 21.未熟型パーソナリティ障害 22.異常性格 23.パーソナリティ障害 24.性格神経症 25.性格反応 26.精神病質 27.衝動型パーソナリティ障害 28.回避性パーソナリティ障害
- **混合性及びその他の人格障害**
  - 1.妄想傾向
- **持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの**
  - 1.破局体験後の持続的人格変化 2.精神科疾患患体験後の持続的人格変化 3.慢性疼痛人格症候群 4.性格変化
- **習慣及び衝動の障害**
  - 1.病的賭博 2.放火癖 3.病的窃盗 4.抜毛癖 5.間欠性爆発障害 6.強迫的行為障害 7.習慣および衝動の障害
- **その他の成人の人格及び行動の障害**
  - 1.補償神経症 2.ミュンヒハウゼン症候群 3.代理ミュンヒハウゼン症候群 4.性格障害 5.対人関係障害 6.病的感動性性格
- **詳細不明の成人の人格及び行動の障害**
- **広汎性発達障害**
  - 1.カナー症候群 2.高機能自閉症 3.児童精神病 4.自閉症 5.小児自閉症 6.小児精神病 7.自閉の特徴を伴う知的障害 8.非定型自閉症 9.非定型小児精神病 10.レット症候群 11.ヘラー症候群 12.共生精神病 13.崩壊精神病 14.知的障害と常同運動に関連した過動性障害 15.アスペルガー症候群 16.自閉的精神病質 17.小児シゾイド障害 18.小児期型統合失調症 19.自閉性精神発達遅滞 20.広汎性発達障害
- **その他の心理的発達障害**
  - 1.児童期発達適応障害 2.発達性失認
- **詳細不明の心理的発達障害**
  - 1.早期小児期発達障害 2.発達障害
- **行為障害**
  - 1.家庭限局性行為障害 2.非社会化型行為障害 3.集団型行為障害 4.怠学 5.反抗挑戦性障害 6.行為障害 7.小児期行為障害 8.少年非行
- **行為及び情緒の混合性障害**
  - 1.抑うつ性行為障害 2.神経症性非行 3.行為および情緒の混合性障害
- **チック障害**
  - 1.一過性チック障害 2.音声性チック障害 3.慢性運動性チック障害 4.ジル・ドゥ・ラ・トゥーレット症候群 5.眼瞼チック 6.顔面チック 7.チック障害 以上